

石綿等の作業に係る特別教育

依頼型講習

■石綿等の作業に係る特別教育とは

石綿等の作業に係る特別教育は、労働安全衛生法に基づき、石綿（アスベスト）や石綿を含む材料を扱う作業に従事する労働者に対し、必要な知識と技能を習得させるための教育です。
教育内容には、石綿の健康影響や関連法規、適切な防護具の使用方法、作業手順の安全管理が含まれます。
この特別教育を修了することで、作業者自身と周囲の安全を確保し、石綿による健康被害を防止することが目的です。

参考通達



引用元：厚労省通達

■講習時間

学科：4.5時間

■受講人数について

最大47名

■費用について

お問合せ後、お見積させていただきます。

■この講習におすすめの業種

土木工事/建築工事/大工工事/左官工事/とび/石工事業/
屋根工事/電気工事/防水工事/内装仕上工事/解体工事

■開催様式

◆オンライン開催 可能
◆集合開催 可能

■お問合せ先



株式会社LiveAir
営業企画部 宛
support@live-air.jp